

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月24日

【報告者の名称】 株式会社プロトコーポレーション

【報告者の所在地】 名古屋市中区葵一丁目23番14号

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区葵一丁目23番14号

【電話番号】 052 - 934 - 2000

【事務連絡者氏名】 執行役員 鈴木 毅人

【縦覧に供する場所】 株式会社プロトコーポレーション  
(名古屋市中区葵一丁目23番14号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社プロトコーポレーションをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社フォーサイトをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年2月5日付で公開買付者が提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者が、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年3月21日付で関東財務局長に提出したことに伴い、2025年2月5日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

#### (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れ(以下「本ローン」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本ローンに係る借入れを行うことを予定しているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れ(以下「本ローン」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本ローンに係る借入れを行うことを予定しているとのことです。

その後、公開買付者は、2025年2月5日から本公開買付けを開始しましたが、2025年3月21日付で、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年4月4日まで延長し、公開買付期間を合計40営業日とする旨を決定したとのことです。

公開買付者によれば、具体的には、当社の株主であるKaname Capital, L.P.(以下「本株主」といいます。)が2025年2月18日付で「高齢創業者による駆け込みMBOに対する公開質問状」(以下「本質問状」といいます。)という書面を公表し、当社の「過半数の株式取得を行いたいと考える事業会社ないしプライベート・エクイティが存在する可能性は高い」と述べているものの、現時点において特段の買収提案等はなく、また、当社の2025年3月17日付プレスリリースにて公表されておりますとおり、本株主は当社代表取締役である神谷健司氏及び同横山博一氏に対して取締役の行為の差止め仮処分命令申立て(以下「本申立て」といいます。)を行ったものの、当社の同月19日付プレスリリースにて公表されておりますとおり、本申立ては2025年3月19日付で裁判所より却下決定がなされているとのことです。公開買付者は、本株主が合理的な根拠なく本質問状の中で高額での潜在的な対抗提案者の存在を示唆し、また本公開買付けに係る公開買付期間の満了日直前に本申立てを行った結果、当社の株主の皆様が本公開買付けへの応募を躊躇したり、遅延した可能性があることを踏まえ、当社の株主の皆様が正確な情報を十分に理解した上で、本公開買付けへの応募の可否を合理的に判断ができるように、公開買付期間を延長する旨を決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、本公開買付けの公表日の前営業日の終値、並びに同日までの過去1ヶ月間、3カ月間及び6ヶ月間の終値の単純平均値に合理的なプレミアム(それぞれ73.55%並びに69.08%、60.18%及び53.17%)を加算しており、かつ上場来最高値(1,674円、2021年9月16日のザラ場。)を25%以上も上回っており、当社株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した当社株式の売却機会を確保するものと確信しているとのことです。

なお、上記のとおり、本株主による本申立てその他の申し出の有無に拘わらず、公開買付者において、延長後の公開買付期間内に公開買付価格を含む買付条件等の変更を検討する予定はないとのことです。また、本公開買付けが仮に不成立となった場合には、当社株式は東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場での上場が維持されることとなる見込みであり、その場合には公開買付者は再度の公開買付けを実施する予定はなく、当社は上場を維持した上で、多様な株主の有する短期的な利益や分配への期待にも配慮しつつ、当社の企業価値向上を追求することとなるとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

< 前略 >

具体的には、夢現は、当社に対し、2025年1月10日、当社が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として、2025年1月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,239円に対して45.28%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)1,284円に対して40.19%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,359円に対して32.45%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,395円に対して29.03%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を1,800円とする初回提案を行ったとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、夢現は、当社に対し、2025年1月10日、当社が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として、2025年1月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,239円に対して45.28%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)1,284円に対して40.19%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,359円に対して32.45%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,395円に対して29.03%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,800円とする初回提案を行ったとのことです。

< 後略 >

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式会社及び本株式会社併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことであり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えているとのことであり、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことであり、本臨時株主総会の開催日は、2025年5月中旬～下旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式会社及び本株式会社併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことであり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えているとのことであり、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことであり、本臨時株主総会の開催日は、2025年5月下旬～6月上旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

< 後略 >

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

以上